平成２８年（フ）第７０５号
大阪府高石市取石２丁目37番43―103号
債務者　モンキーサービスこと　小野栄二朗
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７５４号
大阪府柏原市法善寺３丁目453番地の３　ハイマート柏原ＭＡＣ　309号
債務者　宮田　竜二
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７５５号
大阪府柏原市法善寺３丁目453番地の３　ハイマート柏原ＭＡＣ　309号
債務者　宮田　俊子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８２号
大阪府柏原市平野１丁目11番８―201号　パレ・デ・アルシオン
債務者　和田　みき
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８８号
堺市東区草尾154番地４
債務者　藤川三太郎
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８９号
堺市東区草尾154番地４
債務者　藤川チヅ子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８１４号
堺市西区上野芝町７丁12番２―308号
債務者　村上　順子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
北海道滝川市東町７丁目４番21号
債務者　安井　紀子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
盛岡市黒石野２丁目７番13号　グランドメゾンアネックスＡ202号
債務者　壽　　匠
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２４６号
岩手県花巻市下幅20番８号、申立時の住所岩手県北上市諏訪町２丁目６番11号
債務者　高橋　康子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２４７号
岩手県北上市諏訪町２丁目６番11号
債務者　高橋　宏尚
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２４８号
岩手県花巻市下幅20番８号、申立時の住所岩手県北上市諏訪町２丁目６番11号
債務者　高橋　章子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２７２号
盛岡市緑が丘３丁目７番４号　アイビーハウスＢ105号
債務者　三浦　理絵
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６５号
山口県宇部市南小串２丁目11番５号クレール南小串102号
債務者　新田　梨惠
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１００号
山口県宇部市則貞４丁目20番43号
債務者　妹尾　政幸
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第５０号
福岡県大牟田市小浜町47番地１　県営住宅小浜第２団地２棟103号
債務者　平野　義則
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１０９号
長崎県大村市木場２丁目205番地７
債務者　小岩　広樹
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係